

佐賀県警察法歯学連絡協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、佐賀県警察法歯学連絡協議会という。

(目 的)

第 2 条 本会は、佐賀県歯科医師会（以下、「歯科医師会」という。）と佐賀県警察（以下、「警察」という。）が相互に連携を密にし、法歯学的立場から研究協議を行い、検視、鑑定等の知識、技術の向上に寄与することを目的とする。
また、災害時における連携、協力についても研究協議を行う。

(構 成)

第 3 条 本会は、次の役員をもって構成する。

会 長 1 名

副会長 2 名

委 員 若干名

2 会長は、歯科医師会会長とする。

3 副会長は、歯科医師会副会長及び刑事部長をもって充てる。

4 委員は、歯科医師会から副会長、専務理事、常務理事、地区会代表（以下、「代表」という。）、特別研究班代表及び会長が指名する者並びに警察からは、刑事部刑事企画課長、捜査第一課長、鑑識課長、科学捜査研究所長又はこれに相当する者及び刑事部検視官室長をもって充てる。

5 本会に書記を置き、鑑識課指導・現場補佐及び科学捜査研究所法医補佐等をもって充てる。

(顧 問)

第 4 条 本会に顧問を置き、顧問は会長が指名した者をもって充てる。

(地 区 会)

第 5 条 第 2 条の目的を達成するため、本会に別表 1 のとおり地区会を置く。

2 地区会の構成は、当該地区の警察嘱託歯科医師及び当該地区を管轄する警察署長、刑事課長、鑑識係員並びに会長が指名した者をもって充てる。

3 代表は、警察嘱託歯科医師の中から会長が指名する者をもって充てる。

(協議事項)

第 6 条 本会は、次の事項について協議する。

(1) 検視、鑑定における法歯学を利用した捜査協力に関すること。

(2) 法歯学の情報交換に関すること。

(3) 災害時における連携、協力に関すること

(4) その他必要と認める事項。

(特別研究班)

第 7 条 本会に、法歯学及び災害時対応に関し、専門的知識を有する者で構成する特別研究班を置く。

2 特別研究班の構成は、別表 2 のとおりとする。

(会 議)

第 8 条 会議は、定例会、臨時会及び地区会とし、会長及び代表がそれぞれ招集する。

2 定例会は、年に 1 回以上開催する。

3 臨時会は、必要と認めた都度開催する。

4 地区会は、年に 1 回以上開催する。

5 会長及び代表は、会議に役員のほか必要と認める者の参加を求めることができる。

(事 務 局)

第 9 条 本会の事務局は、警察本部刑事部鑑識課に置き、歯科医師会事務局長及び鑑識課次席をもって処理する。

(表 彰)

第 10 条 表彰に関しては、別に定める。

附 則

この会則は、昭和 60 年 12 月 20 日から施行する。

この会則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 7 年 6 月 20 日から施行する。

この会則は、平成 9 年 6 月 18 日から施行する。

この会則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 5 月 30 日から施行する。

この会則は、平成 19 年 5 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 5 月 27 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 10 月 20 日から施行する。

この会則は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

この会則は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。

別表 1 地区会

地区会	中部地区会	佐賀南・佐賀北・小城警察署管内
	東部地区会	神埼・鳥栖警察署管内
	北部地区会	唐津警察署管内
	西部地区会	伊万里警察署管内
	南部地区会	武雄・白石・鹿島署管内

別表 2 特別研究班

役職名	職名（診療所）	氏 名
代 表	松永歯科医院	平 山 輝 久
研究員（兼）	佐賀大学医学部歯科口腔外科	檀 上 敦
〃（兼）	東島歯科医院	東 島 伸 氏
〃	大櫛歯科矯正歯科医院	酒 井 利 雄
〃	元町歯科診療所	古 賀 真
〃	井上歯科医院	井 上 栄 治
〃	医療法人恒和会 堀江歯科診療所	堀 江 崇 士
〃	池田歯科医院	池 田 周 平
〃	ひだまり歯科医院	古 庄 龍 央
〃（兼）	ますもとけんこう歯科	舩 元 康 浩
〃	古舘歯科医院	古 舘 剛
〃	科学捜査研究所法医第一係長	岩 田 康 秀
〃	佐賀県警察鑑識課指導・現場係長	齋 藤 嘉 昭